

大江町建設工事等請負業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事、設計、測量、調査、コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）又は随意契約の相手方となるべき者の選定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、大江町財務規則（平成17年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、適正な指名業者等の選定を行うことを目的とする。

(建設工事等に係る指名業者の選定)

第2条 建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）は、次の各号に掲げる事項に留意のうえ、指名競争入札参加資格者名簿等（以下「名簿」という。）に登載された者から、当該建設工事等を適正かつ円滑に施工できる適格な者を選定しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 当該建設工事等についての技術的適性及び信頼性
- (4) 建設工事等の成績
- (5) 同種建設工事等の実績
- (6) 手持建設工事の状況
- (7) 当該建設工事等に対する地理的条件
- (8) 安全管理の状況

(格付け工事の指名業者の選定)

第3条 審査会は、土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事、ほ装工事に係る指名業者を選定するときは、前条各号に掲げる事項に留意のうえ、工事の種類及び工事の金額に応じ、名簿に登載された者で、次の各号の入札参加範囲の等級に格付けされた者から、適正な者を選定しなければならない。ただし、緊急を要する工事及び特別な技術を要する工事その他特に必要と認める工事については、この限りでない。

(1) 土木一式工事

工 事 の 金 額	入 札 参 加 の 範 囲
5,000万円以上	A
1,500万円以上 5,000万円未満	A B
1,000万円以上 1,500万円未満	B C
1,000万円未満	C D

(2) 建築一式工事

工 事 の 金 額	入 札 参 加 の 範 囲
全ての建築一式工事に係る金額	A B C

ただし、8,000万円以上の建築一式工事については、特定建設業の許可を有する業者とする。

(3) 水道施設工事

工 事 の 金 額	入 札 参 加 の 範 囲
1,500万円以上	A
1,000万円以上 1,500万円未満	A B
1,000万円未満	B

(4) ほ装工事

工 事 の 金 額	入 札 参 加 の 範 囲
全てのほ装工事に係る金額	A B C

ただし、5,000万円以上のほ装工事については、特定建設業の許可を受け、かつ舗装施行管理技術者を有する業者とする。

(その他の工事の指名業者の選定)

第4条 審査会は、格付け工事以外の工事（以下「その他の工事」という。）に係る指名業者を選定するときは、第2条各号に掲げる事項に留意のうえ、工事の種類及び工事の金額に応じ、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく経営事項審査の結果等を考慮し、名簿に登載されている者から、適格な者を選定しなければならない。

(団体選定の場合の二重選定の禁止)

第5条 審査会は、共同組合、企業組合及び協業組合（以下「協同組合等」という。）又は協同企業体を選定するときは、当該団体の組合員又は構成員となっている者は同時に選定してはならない。又同一の者が加入している協同組合等及び協同企業体を同時に選定してはならない。

(選定の回避)

第6条 審査会は、名簿に登載された者が次の各号の一に該当することとなったときは、当該業者は選定しない

- (1) 破産状態にあると認められるとき
- (2) 建設業の許可が失効したとき
- (3) 建設業の許可が取り消されたとき
- (4) 名簿に登載された後、資格審査申請書の記載内容に虚偽があると判明したとき

(随意契約の相手方となるべき者の選定)

第7条 随意契約の相手方となるべき者を選定する場合は、第2条各号の規定に留意するとともに、当該業者が第6条各号の一に該当することとなったときは、選定しないものとする。

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。

附 則

本要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7年4月1日から施行する。